

大口定期預金

2019年5月1日現在

1.商品名(愛称)	・ 自由金利型定期預金（大口定期預金）
2.販売対象	・ 法人、個人
3.期間	・ 定型方式…1 か月、3 か月、6 か月、1 年、2 年、3 年、4 年、5 年 ・ 満期日指定方式…1 か月超 5 年未満 ・ 定型方式の場合は、預入時の申し出により自動継続（元金継続、元利金継続）の取扱いができます。
4.預入 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位	・ 一括預入 ・ 1,000 万円以上 ・ 1 円単位
5.払戻方法	・ 満期日以後に一括して払戻します
6.利息 (1)適用金利 (2)利払方法 (3)計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時の店頭表示利率を約定利率として満期日まで適用します ・ 自動継続後の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します ・ 預入期間 2 年未満のものは満期日以降に一括して支払います ・ 預入期間 2 年以上のものは中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年毎の応当日）以後および満期日以後に分割して支払います ・ なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%）により計算します ・ 中間利息による子定期作成は行わず現金払いまたは指定預金口座へ入金します ・ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算
7.税金	・ お利息には、20%（国税 15%、地方税 5%）の税金がかかります。 ・ ただし、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの間にお受け取りのお利息には、復興財源確保法により、復興特別所得税 0.315%が付加され 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）の税金がかかります ・ （ただし、マル優を利用の場合は除きます） ・ 法人は総合課税となります
8.手数料	—
9.付加できる特約事項	—
10.中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともに支払います ・ なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を精算します
11.金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください
12.苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店または人事部（9 時～17 時、電話：088-622-3263）にお申し出ください。 ・ 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記人事部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 ・ なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは東京三弁護士会、当金庫人事部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13.その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します ・ 預金保険制度の付保対象預金です ・ 決済用預金を除く当庫預入の他の保護対象預金と合算して、預金者 1 人あたり元本合計 1,000 万円までとその利息等が保護されます

<参考>

●中途解約利率

(1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合

次の3通りの利率を算出し、いずれか低い利率

A. 解約日の普通預金利率

B. 約定利率－約定利率×30%

C. 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(2) 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合

次の2通りの利率を算出し、いずれか低い利率

B. 約定利率－約定利率×30%

C. 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

ただし、上記(1)、(2)のC.の算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%を下限とします。

(注) 基準利率については、店頭でおたずねください。